

本会議(漁業法改正案)原稿案

平成 30 年 11 月 15 日 (木) 13 時

国民民主党・無所属クラブ

緑川 貴士

秋田県に住んでいる緑川貴士です。

ただいま議題となりました「漁業法等の一部を改正する法律案」につきまして、国民民主党・無所属クラブを代表し、質問いたします。

私の地元、秋田県には男鹿半島があり、漁場へのアクセスに恵まれた地域です。

波が高く荒れた冬の日本海、雷が轟き始める初冬、これからの時期に接岸するハタハタは県魚、県の魚として親しまれ、このハタハタ漁を中心に各種漁業を組み合わせで営まれてきたのが、秋田伝統の漁業であります。

そんな浜の暮らしを含め、愛着あふれる地域で汗を流し、自らの生業を必死に守ってきた農林漁業者が向き合わなければならない農政の波は、真冬の荒れた海のようにあまりに高く、ひどく時化(しけ)ています。

「攻めの農林水産だ」、「成長産業化だ」と言って、地域で相互に助け合いながら暮らしを成り立たせてきた人やコミュニティ、かけがえのない地域資源を、むき出しの市場原理や競争原理にさらし、「生産性がない」とか、「意欲がない」などと決めつけにばかり、「非効率」とするものを合理化の名の下に一掃する向きを否定できないのがいまの農政です。

種子法の廃止で、公に管理されてきた、食の根源である種子の情報を外資に明け渡すことに道を開き、林業においては、私有林の管理について「経営意欲が低い」と判断されれば、同意がなくとも経営権を剥奪され、「意欲、能力がある」と認める経営主体の参入に実質的な制限はありません。

農業、林業ときて、次は漁業、いよいよパターン化されている感があり、何より、現場の切実な声とは乖離した官邸主導の安倍農政に対して厳しい評価が下されています。

日本農業新聞がきのう報じた意識調査では、安倍内閣の農業政策について、「全く評価しない」が39.7%、「どちらかといえば評価しない」の33.7%と合わせ、農政を評価していない人が73%あまりに上りました。

「TPP断固反対」で選挙に勝利しながら、舌の根も乾かないうちに交渉参加を表明し、農産物重要5品目は関税撤廃から除外するとした国会決議を反故にしてTPPを批准し、それとセットで進めてきた、事実上のFTA交渉でしかありえないTAG交

渉入り。「T P P 水準を超える譲歩はしない」といいますが、T P P 水準こそ大問題であったはずが、その水準はいまやベースラインになってしまっています。

言葉のごまかしが繰り返されてきた農政を吉川大臣ご自身はどう評価し、今回の意識調査結果で示された現場の声をどのように受け止め、政策にいかされるのか、まずお答えください。

その上で、まずは、水産業の現状について伺います。

国内漁業の生産量は、1984年の1,282万トンピークとして、1990年代には急速に減少し、昨年は430万トンと、およそ3分の1に減少しています。国内漁業者の数もそれに対応するように、減少傾向ではありますが、そこに占める15歳から39歳までの漁業者の数は、ここ10年ではおおむね3万人前後、割合にすれば18%前後で推移し、若手漁業者の活躍も目立っているほか、新たに就業した漁業者の数も年間1900人前後で固く推移していることも見逃せません。

何より、わが国をとりまく海洋は、世界的にも恵まれた水産環境です。

世界の漁場と生産量をみれば、生産量の半分を占めるのが太平洋であり、そのうちのおよそ半分が、わが国周辺の海域が含まれる太平洋北西部海域であります。漁場は、黒潮や対馬海流といった亜熱帯からの暖流と、親潮やリマン海流といった亜寒帯からの寒流がぶつかって豊富な栄養がもたらされる好立地にあり、多様な種類の魚をはじめとする海産物が水揚げされています。

国内漁業を牽引していく若い担い手の将来性と、世界有数の好漁場、そこに従事する水産関係者それぞれの調和ある発展を考えたとき、わが国をとりまく現状をふまえ、日本の水産業は今後どのように発展していくことが望ましいと考えているのか、大臣のご見解を伺います。

水産政策の見直しについては、今年6月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」によれば、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させることによって、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた就業環境を確立することを目指しています。

そのためには、資源管理を徹底しつつ、遠洋・沖合漁業と養殖・沿岸漁業政策を見直すとともに、ICTの活用を組み合わせ水産物の流通・加工までを有機的に連携させることが示されていますが、現実には、どのようなスピード感で目標を達成しようとしているのか、プランでは伺い知ることができません。特に、漁業者の所得向上について、いまの水準と比べ、どの程度の向上を目指し、また、いつまでにそれを達成するおつもりでしょうか、お尋ねいたします。

本改正案で定める、新たな資源管理システムについて伺います。

資源管理の基本原則によれば、従来のように、操業船舶のトン数制限や

各魚種の総漁獲量で制限するほか、資源評価に基づく漁獲可能量 = T A C による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることを基本とし、また、漁獲量の管理は、漁獲可能量を漁業者または船舶ごとに割り当て、その割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行う「個別割当方式」 = I Q を採用し、その準備が整っていない場合は、これまでの総漁獲量による管理を行うとしています。

まず、改正案では、「持続可能な資源水準に維持・回復」させる方法として、「Bリミット」といわれる乱獲を防ぐための最低ラインを基準とする現状の方式から、「M S Y」 = 最大持続生産量と呼ばれる、漁業資源量の自然回復力を踏まえた最適な資源量を基準とする方式へ変更するとしています。M S Y は、現行の T A C 法 = 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」における基礎的な考え方であったはずで

T A C 法がある中で、なぜこれまで M S Y を基準とした資源管理を行ってこなかったのでしょうか。逆に言えば、なぜ、いま、M S Y 方式をとるに至ったのか、その理由をお聞かせください。

また、T A C の対象となる魚種について、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次、導入していくとしています。漁業とは言ってもなく、それぞれの海域に特性があり、まさに海洋自然を相手にした仕事です。

秋田では、初冬から始まるハタハタ漁の小型定置網のほか、真冬はタコやヒラメの刺網、春先にはカレイの刺網、夏から初秋にかけては、採貝・採藻、秋にはタイの延縄、キスやアマダイの漕刺網を組み合わせ、一方、同じシーズン、サケの小型定置網を操業する方がいたり、通年の漁業を生業としながら、操業方法の住み分けや調整などを通じて、漁業者それぞれがそれぞれに配慮しながら、相互に扶助する仕組みも培われてきました。

制度のさじ加減次第では、地域漁業の円滑な操業にも制約が出るおそれが拭えません。

T A C の対象魚種の拡大や I Q 方式の導入について、政府内ではこれまでに、どのような検討が行われ、漁場環境が地域によって異なる現場の漁業者の理解、納得をどこまで得ているのでしょうか？

また、漁獲割当量を他者に移転する場合、漁獲割り当て = I Q それ自体の売買はできず、漁獲割り当ての移転は、船舶を譲渡した場合などにしか認められていませんが、当の船舶の譲渡自体には制限はありません。

たとえば、漁獲権を手にするために、高齢で引退を考えている船主から、有利な条件で船の売買を持ちかけ、船舶を不当に買い集められるような、多額の資本を持った業者も参入することができるなど、結果として、その地域の漁業権が寡占化していくこ

とも許容される内容です。

これでは、法的な規制にあまりにも欠けていると考えますが、大臣のご見解を伺います。

また、政府は、都道府県が公表する海区漁場計画の策定プロセスを透明化することや、海区漁業調整委員会で、漁協など関係団体との間で調整をすることで、こうした参入に対処していくとしていますが、確かな防波堤、歯止めになるとはいえず、不十分ではないでしょうか？

合わせて、お考えを伺います。

さらに、本改正案で定める、漁業権を付与する者の決定方法は極めて不明確です。沿岸の漁業権の種類について、「共同漁業権」、「定置漁業権」、「区画漁業権」という従来の種類は維持されますが、「特定区画漁業権」を「区画漁業権」に一本化し、さらに「定置漁業権」「区画漁業権」に従来まで設定されていた法定の優先順位は廃止するとしています。

法定順位の廃止に伴う新たな判断基準に、「漁業者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、継続利用を優先し、その者に免許を与え、既存の漁業権がない場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許を与える」としています。

ここで伺いますが、まず、従来の漁業法において、優先順位を示した法定制がこれまで果たしてきた役割をどのように考え、なぜ今回、法定制を廃止したのか、その理由をお聞かせください。

そのうえで、今回の改正で既存の漁業権者が権利を継続する前提にある

「漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」という条文について、具体的にはどのような状態を指すのでしょうか。

政府はこの条文の定義について、省令で定めることすらも検討しておらず、現場への技術的助言、つまり通達のみで対応するとしています。頼みのその通達も、『「適切かつ有効」とは『・・過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用すること』』という文言が想定され、およそ浜の現場に配慮した中身であるとは到底いえず、これでは白紙も同然の法案といわざるをえません。

何らかの判断基準を国として示すお考えはあるのか、それは具体的にどこまで記すのか、吉川大臣のご答弁を求めます。

あわせて、既存の漁業権がないなどの場合について、「免許の内容たる漁業による漁業生産の増大、並びにこれを通じた漁業所得の向上、及び就業機会の確保、その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」とありますが、こちらについても、認められる主体が明らかではありません。何らかの具体的な判断基準を明確にす

るべきであり、このような条文にしたのはなぜでしょうか？

(終わりに)

浜で進む人口減少、少子化、それに伴う人手不足や、漁業関連設備や施設の老朽化といった時代の変遷、そのあおりを受けながらも秋田では、漁業者の年齢やその操業方法、労働の時間に見合う魚種やその漁獲量を資源管理との兼ね合いで最適化し、絶妙に保たれてきたそのバランスは、生業として受け継いできた漁業者自身の経験と浜の暮らしに基づいています。

「民間活力の最大限の活用」が大切なことはいまでもありませんが、漁業権の付け替えの前に、浜に長らく根ざしてきた地元漁業者が共同管理の年間計画をつくり、それを幾度も見直すなど、きめ細かい調整をした上で浜全体が有機的にまとまって管理されていること、これこそがコミュニティの維持には欠かせない、持続可能な浜づくり、地域づくりの大前提である、ということを強く申し上げて質問を終わります。